

令和6年度児童手当の制度改正に係るQ&A

No	Q	A
1	西郷村で児童手当を受けている父がいる場合、母と子が村外でも手続きは父が行いますか？ ちなみにこどもは大学生の子もいます。	受給者が村内で別居監護をしている場合、手続きは西郷村で行います。 大学生の子が確認できる場合（児童手当を受けていたなど）は勧奨の通知を受給者あてにお送りしていますが、確認できない場合は、ご自身で申請いただくことになります。
2	現在児童手当を受けていて、上に高校生の子がいます。手続きは必要ですか？	現在児童手当を受給している方であれば、増額の改定は職権で行います。特に手続きの必要はありませんが、10月以降にお送りする額改定通知書で金額の確認をお願いします。
3	10月から改定されると聞きましたが、何月に支給となりますか？	10月分、11月分は12月に支給となります。支給日は10日となります。 改定後は偶数月の10日支払いとなります。
4	通知が届いていませんが手続きの必要はないのですか？	公簿で確認を行い手続きが必要な方のみへ通知を送っています。 公簿での確認ができない場合もあるため、HP記載のフローをご確認ください。 基本的に高校生のみを監護している方、18～22歳の子を監護し3人以上の方が手続きの対象となります。
5	10月末に書類の提出が間に合いそうにありません。提出が遅れた場合、10月分は支給されないのですか？	10月末に間に合わない場合でも令和7年3月末までに提出いただければ、10月分までさかのぼって支給できます。 ただし、10月末までに提出いただけない場合は、12月の初回支払いには改定後の支給額とはなりませんので、ご注意ください。
6	18歳から22歳の子を含めて3人以上います。20歳の子は現在働いて別世帯となっています。 加算の対象として申請できますか？	働いているか、別世帯かどうかにかかわらず、生計費の負担をしているかどうかで加算対象とするかどうか判断します。 生計を同じくしていて、20歳の子に金銭的に支援等をしている状況であれば、加算対象となります。 ※疑義が生じる場合は保険証の写し、仕送りの明細などの提出を求めることがあります。
7	制度改正に伴い所得の低い母の口座に変更は可能になりますか？	所得の高い方を受給者とする取り扱いに変わりはないため、現行制度と同じように所得の低い母などに変更することはできません。
8	確認書の対象かどうかわからない児童がいる場合はどうしたらよいですか？	確認書の提出が必要になるのは18～22歳のお子さんを含み、3人以上いる場合になります。制度改正により第三子の範囲を18歳までから22歳までに延長となるために必要となる書類です。 生計費の負担を行っていれば、就労、修学に関わらず、認定することができますので、状況を確認いただきご提出をお願いいたします。